

## 自治基本条例改正条文素案（案）【新旧対照表】

改正案【新】（第6回会議提示案）	改正案【旧】（第5回会議提示案）	備考
<p>○熊本市自治基本条例〔市民協働課〕</p> <p style="text-align: right;">平成21年9月18日 条例第37号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条—第11条）</p> <p>第3章 市政の原則及び制度（第12条—第24条）</p> <p>第4章 情報共有及び参画・協働（第25条—第31条）</p> <p>第5章 コミュニティ活動（第32条—<del>第34条</del>）</p> <p><b>第6章 区のまちづくり（第35条・第36条）</b></p> <p><b>第7章 住民投票（第37条・第38条）</b></p> <p><b>第8章 国、他の地方公共団体等との連携（第39条）</b></p> <p><b>第9章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第40条—<u>第42条</u>）</b></p> <p>附則</p> <p>第5章 コミュニティ活動 （地域コミュニティ活動）</p> <p>第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。</p> <p>2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。</p> <p>3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。</p>	<p>○熊本市自治基本条例〔市民協働課〕</p> <p style="text-align: right;">平成21年9月18日 条例第37号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条—第11条）</p> <p>第3章 市政の原則及び制度（第12条—第24条）</p> <p>第4章 情報共有及び参画・協働（第25条—第31条）</p> <p>第5章 コミュニティ活動（第32条—<del>第34条</del>）</p> <p><b>第6章 区のまちづくり（第35条・第36条）</b></p> <p><b>第7章 住民投票（第37条・第38条）</b></p> <p><b>第8章 国、他の地方公共団体等との連携（第39条）</b></p> <p><b>第9章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第40条—<u>第42条</u>）</b></p> <p>附則</p> <p>第5章 コミュニティ活動 （地域コミュニティ活動）</p> <p>第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。</p> <p>2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。</p> <p>3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。</p>	

改正案【新】（第6回会議提示案）	改正案【旧】（第5回会議提示案）	備考
<p>(市民公益活動)</p> <p>第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。</p> <p><u>(コミュニティ活動の連携)</u></p> <p><u>第34条 地域コミュニティ活動や市民公益活動などのコミュニティ活動を行う市民は、自ら進んでそれぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。</u></p> <p><b>第6章 区のまちづくり</b> <u>(区のまちづくり)</u></p> <p><u>第35条 区民及び区長等（区長その他の区のまちづくりに関わる職員）は、区役所を拠点として、身近な地域の特性や課題を踏まえたまちづくりを協働して取り組みます。</u></p> <p>2 <u>区民及び区長等は、前項に規定するまちづくり（以下「区のまちづくり」といいます。）に取り組むにあたり、次の事項を十分に考慮します。</u></p> <p><u>(1) 地域の情報を十分に収集するとともに、積極的に発信する</u></p>	<p>(市民公益活動)</p> <p>第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。</p> <p><u>(コミュニティ活動の連携)</u></p> <p><u>第34条 地域コミュニティ活動並びに市民公益活動を行う個人及び団体は、自らそれぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。</u></p> <p><b>第6章 区のまちづくり</b> <u>(区のまちづくり)</u></p> <p><u>第35条 区民（区の区域内の住民、区の区域内に通勤し、又は通学する者、区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体のいずれかに該当するもの。）及び区の職員は、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針に基づき、区役所を拠点として、参画と協働により、まちづくりに取り組みます。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、区民及び区の職員は、次に掲げる事項を勘案し取り組みます。</u></p> <p><u>(1) 地域の情報を把握し、情報の発信とまちづくりへの活用</u></p>	<p>備考</p> <p>※個人及び団体⇒市民に変更</p> <p>※区民及び区長等が区役所を拠点として区のまちづくりを協働で取り組むことを規定</p> <p>※区長等という主語</p> <p>区の職員という概念は特別区のみでしか用いない。</p> <p>「区長その他の区のまちづくりに関わる職員」という意味で、区長等。</p>

こと。

(2) 地域の課題を的確に把握すること。

(3) 課題解決に向けて合意形成に努めること。

3 区長等は、区におけるコミュニティ活動が連携できるよう支援に努めます。

(区のまちづくりにおける市長の責務)

第36条 市長は、区のまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人事体制の整備並びに予算の確保に努めます。

に努めること。

(2) 地域の課題を的確に把握し、解決に向けて合意形成に努めること。

(3) 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う区民との連携に努めること。

(区の体制の整備等)

第36条 市長は、区のまちづくりを推進するために必要な組織体制の整備や予算の確保に努めます。

※課題の把握と合意の形成を分けて記載。

※人事体制について追加。  
※区民の定義を、あえて入れる必要があるか。

Cf. 定義あり→川崎市  
定義なし→札幌市  
区民の用語を用いない  
→北九州市、新潟市